資料３－１

里　親　支　援　に　つ　い　て

社会的養護が必要な子どもの養育について、より家庭に近い養育環境において養育される、里親制度を推進
里親支援機関を指定・事業委託し、新たな里親の開拓及び一貫した里親への支援を総合的に展開

里親制度の推進の取組

○ 基本的な考え方

里親を開拓するとともに、個々の里親に対する支援を強化

① 民間団体を里親支援機関に指定し、普及啓発、研修、トレーニング、支援、など一貫した里親支援を、柔軟かつ機動的に行う。

② 県においては、里親制度の推進の要となる「里親の新規登録」と「児童の里親への委託業務」に集中的に注力し深く丁寧に取り組む。また、子どもに継続した家庭環境の確保を図るため養子縁組の取組を充実させる。

○ 推進体制及び取組

県

＜県中央・高田こども家庭相談センター＞
- 里親委託等調整員の配置（1名）
- ○ 里親の新規登録　○ 養子縁組の推進
- ○ 児童の里親への委託業務（マッチング・自立支援計画）

指定・事業委託

＜里親支援機関（A型）＞　新　設

1. 普及啓発促進　（充実）
2. トレーニング　（新規）
3. 訪問支援　（充実）

それぞれの機関が互いに連携しながら、一貫した里親支援を総合的に展開し、里親制度の一層の充実を図る。

民間

＜里親支援機関（B型）＞
児童養護施設（一部）
児童家庭支援センター
- ○ 里親制度の啓発
- ○ 相談支援

＜里親会＞
（当事者団体）
- ○ 親睦を目的とした交流会

里親支援機関（A型）の業務内容

中央こども家庭相談センター　（高田こども家庭相談センター）（こども家庭課）

密に連絡調整

全事業について、事前協議、県職員の指示のもと十分な調整のうえ事業を実施し、完了後に随時報告
訪問支援は、特に速やかに報告し対応

1. 普及啓発促進

里親制度の普及啓発を目的とした講演会や市町村単位での里親制度説明会の開催等による広報活動を行い、里親の新規開拓を促進
- 里親制度普及啓発講演会の開催
- 里親制度説明会の開催
- リーフレット等の作成

各種里親研修を実施し、里親の養育技術を向上
- 養育里親研修及び養子縁組里親研修（基礎研修年4回以上、登録前研修年4回以上、更新研修年3回以上）

2. トレーニング

未委託里親に対し、児童を委託された際に直面する様々な事例に対するトレーニングを実施し、養育の質を確保し、委託可能な里親を育成（年1回、概ね20名程度）
- 未委託里親の養育技術の習熟度に応じて、事例検討・ロールプレイなど、継続的かつ反復的に実施

3. 訪問等支援

里親等を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親等への指導・支援
- 児童を委託中の里親に、委託開始から、2か月間は、 2週間に1回訪問
  2ヶ月後から2年後までは、 1か月に1回訪問
  2年後以降は、 4か月に1回訪問
- 里親の一時的な休息について、里親に周知し、利用の申請時に、児童を受け入れる児童養護施設及び里親等の調整
- 里親等からの来所及び電話による相談受付